

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和元年10月30日(水)
午前9時30分から審議終了まで
場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) (仮称)ドラッグコスモス木花店の新設に係る届出について
- (2) アタックス飯野店の変更に係る届出について
- (3) (仮称)宮崎大塚貸店舗の新設に係る届出について
- (4) スーパーセンタートライアル都農店の新設に係る届出について
- (5) (仮称)ドラッグコスモス浮之城店の新設に係る届出について
- (6) スーパードラッグコスモス新富店の変更に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和元年度 第4回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和元年10月30日(水)
午前9時30分から正午まで

出 席 金谷委員、川添委員、関戸委員、
高橋委員、小島委員、相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) (仮称)ドラッグコスモス木花店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

E委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

C委員 荷さばき車両走行騒音の数値が2通りあるということだが、どのような使い分けになるのか。このような場所であればこちらなど、状況による使い分けがあるということか。

事務局 こういう場所ではこの数値というような使い分けはない。届出を行うコンサルがどちらを利用して届け出るかによるものである。

E委員 2通りあるということだが、両者には騒音エネルギーに相当な差があると思われる。この差について、国からはどのような説明があったか。

事務局 差が生じることについての説明は国からはなかった。大規模小売店舗立地法上、騒音評価に利用する荷さばき車両走行騒音はこれだと明確になっているわけではない。様々な文献等を引用して導き出すものであり、騒音評価を行うコンサルによって差が生じることは避けられないと考えている。

E委員 設置者が2通りあるという情報を掴んでいるか否かで、騒音評価に差が出ることとなるが、それは致し方ないという整理か。

事務局 はい。国がどちらを利用して差し支えないとしている以上、県が独自にどちらかを認めないという判断はできないと考えている。

E委員 設置者側へ、2つの基準があるという情報を共有すべきでないか。なぜなら、24時間営業を行う店舗などは、必ず夜間の騒音レベルの最大値が基準を超えることが問題となってくる。この情報が共有されていなければ、高い騒音レベルを採用した設置者には、ソフト面・ハード面の対策を、より求めることとなり、取扱いに違いが生じる。

騒音評価に用いる数値がどの根拠がから導き出されたかまでは、大規模小売店舗立地法上

は縛れないということは理解しているが、根拠となるものが一般的にオーソライズされたものである必要はあると考えており、基準を1つに絞った方が明確な届出となるのではないかとと思う。

事務局 荷さばき作業走行騒音に限らず、騒音評価に用いるそれぞれの数値は、届け出するコンサルによって差が生じている状況にある。荷さばき車両走行騒音の2通りの基準について、国がどちらを利用しても差し支えないとしている以上、県として、どちらかを否定する肯定するという判断を行うことは難しいと考えている。

G委員 留意事項に、荷さばき車両走行音に関する事項が含まれていない。荷さばき車両走行音に注意すること、というような文言を加えることはできないのか。

事務局 荷さばき車両走行騒音については、今回、2通りの数値を認めるという整理をした。この整理において、今回の届出内容は、荷さばき車両走行騒音に関しては基準値を満たしていることとなる。また、夜間の騒音基準値超過に対する留意については既に留意事項に含まれているため追加で記載を加えなかったところである。

E委員 宮崎県においては、荷さばき車両走行騒音について、2通りの数値のうち、騒音レベルの低い83.2dbを認めるということによいか。

事務局 83.2dbを認めるというよりは、2通りの数値、どちらも適正な評価として届出を受け付けるという考え方である。

E委員 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

E委員 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

全委員 （異議なし。）

E委員 それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(2) アタックス飯野店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ えびの市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

E委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

C委員 荷さばき施設 No. 3は、店舗から離れた位置にある。なぜこの場所なのか。荷さばき施設 No. 1とNo. 3、2つに分けた理由は何か。

事務局	設置者としては店舗に近い荷さばき施設 No. 1 を利用したかったが、荷さばき施設 No. 1 は店舗出入口に近いので、来客者への危険性を考慮し、営業時間中は荷さばき施設 No. 3 を、営業時間外は荷さばき施設 No. 1 を利用する計画となったと聞いている。
F 委員	緑化計画について「周辺には林や農地が広がっている」と届出書に記載があるが、計画地内の緑化を検討する観点で求めているものであり敷地外の状況は関係ない。届出書には記載させない方がよいと考える。
F 委員	外壁が派手である。農村地帯にふさわしい色合いではない。いずれ塗り替える時には検討をお願いしたい。今回は変更届出であり、色彩には言及できないと思うが、今後建て替え等の相談があった際にはそのような指導をお願いしたい。
E 委員	変更届出が出された時に、変更前の当初届出において審議しておくべきだった事項について、掘り起こして指導することは可能なのか。
事務局	あくまで、変更届出に対する審議であるため、変更していない箇所を指摘することは難しい。
E 委員	他に何か意見、質問等はないか。 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
E 委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
E 委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(3) (仮称) 宮崎大塚貸店舗の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

E 委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
E 委員	夜間の騒音源のキュービクルと近接住居の距離が近い。低音で唸るような音であり、かなり響くのではないかとと思われる。キュービクルの正面には家はないか。
事務局	正面には家はなく、写真にある正面の建物は倉庫であったと思われる。

- C委員 届出書19ページ、廃棄物に関して、「店舗に回収ボックスを設置し」とあるが、これは何か特別な取組を始めるのか。拠点回収などを行うのか。
- 事務局 恐らく、リサイクル対策のために、使われた物を回収するボックスを設置するのだと思われる。
- E委員 周辺住民が誰でも、廃棄物を持ち込むためのものではないということとはか。
- 事務局 誰でも持ち込めるということではない、店舗内で購入したものの回収などだと思われる。
- F委員 全体的な届出に関する事項として、以前に、届出書への記載事項として、津波浸水対策に係る記述を追加していただいたが、先日、県内でも洪水被害が生じている。自治体が想定している水害等に対して避難計画を作成する、などの対策も記述させてはどうかと感じている。店舗としては、設計の段階で避難計画は想定されていると思われるので、そこまで負担を求めるものではないのではないのか。特に、この店舗は川の近くであるため、気になったところである。
- 事務局 届出書の中に、防災計画への協力という項目がある。その中には、災害時の協力体制については述べられている。
- 小島委員 それは、防災への協力であり、避難計画ではない。店舗への来客者の避難計画の作成という意味合いで検討をお願いしてはどうかと考えている。
- 事務局 今いただいた御意見については、どのような取扱い、対応ができるか、現時点ではお答えできないので検討させていただく。
- B委員 留意事項案に、「工事」とある。オープン日が近いが、現在どのような工事をされているのか。まだ工事中なのか。
- 事務局 現在、建物は完成している。宮崎市からの留意事項として、工事中における注意点が記載されているが、県から宮崎市への意見照会を届出直後に行うものであるから、タイムラグが生じている。
- 事務局 最近現地確認を行った際、建物は完成していたが、一部工事は行っていたため、県からの留意事項としても工事中に係る記述を落としていない。
- C委員 ハザードマップという話があったが、届出があった際に、当該店舗が災害地域として指定されているか否かという点は確認するのか。
- 事務局 確認していない。
- E委員 他に何か意見、質問等はないか。
- 事務局 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
- 事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
- E委員 それでは、事務局から説明があったとおおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

全委員 (異議なし。)

E委員 それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(4) スーパーセンタートライアル都農店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 都農町からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

E委員 夜間の等価騒音レベルが基準値を超過している。等価騒音レベルというのは、24時間通して影響を与える音であり、騒音の負荷が大きいと考える。基準値超過に対する対策がよりしっかりなされている必要があるという点が1つ、また、遮音壁設置について説明があったが、基準値を超えている地点の予測値について、遮音壁を考慮した騒音予測値なのかそうでないのか、遮音壁設置は予定なのか確実な計画なのか、という点を確認したい。

事務局 1点目、夜間の等価騒音が基準値を超過する事に対する店舗側の対策としては、来客者へ徐行運転を促すことで車両走行を10km/hに抑えることが届け出られている。また、届出後、設置者が遮音壁を店舗西側の住宅側側に設置済みであり、届出時の騒音予測値よりは確実に騒音値は低くなると思われる。2点目、夜間の最大値予測が遮音壁設置を考慮した数値なのか否かについては、D地点は遮音壁を考慮した数値であるが、E地点は遮音壁は考慮していない数値である。

E委員 20km/h 走行で基準値を満たすか、満たさない場合は遮音壁を設置する、それでも満たさない場合は10km/h 走行させる、という3段階の基準があることがどうなのかということはこれまでの審議会においても指摘してきた。当該店舗の駐車場は10km/h 走行が担保できるのか。駐車場の出入口から店舗までかなり距離があるため、現実的に10km/h 走行で走る車はない。この状況で10km/h 走行を認めることはあまりにも不適切でないかと思われる。

事務局 駐車場が広いので、10km/h 走行が担保できないのではないのかということは確かにある。しかしながら、店舗側は、駐車場内数カ所に8km/h 走行を促す看板を設置済みで、店内アナウンス等、物理的な対策も図られることとなっている。

届出を受け付ける前に、コンサルと事前相談を行うこととなっており、事務局としては、コンサルと協議する上で、一定程度、統一した審査基準を示さなければ、相手方の納得が得られないと考えている。20km/h 走行で基準値を満たさなければ10km/h 走行で再予測し、それで基準値を満たして入れば可、それでも満たしていなければ遮音壁設置等を求めるという審査基準を事務局としては持っていると考えている。

加えて、当該店舗に関しては、住宅に面している駐車場側一面に遮音壁を設置するという追加対策が取られているということ、また、庁内連絡会議においても取り得る対策として、県道側の出入口の夜間閉鎖という意見もあったが、当該店舗は県道側2箇所の出入口のみ右折入庫が可能となっており、2箇所のうち1箇所は右折入庫、他方は右折出庫と使い分けを行うこととしている。その中で1箇所を閉鎖してしまうと、来店者の混乱、右折入庫を1箇所で行う危険性もあることから出入口閉鎖という対策は難しいと整理している。

- E委員 問題となるのは夜間の騒音である。設置者は、夜間にどのくらいの来店者を見込んでいるのか。
- 事務局 騒音予測に利用する夜間の走行車両数はあるが、実際何台来店が見込まれるというところは確認できていない。
- E委員 店舗から1番遠い出入口は閉鎖できないものなのか。ソフト面の対策は大事である。
- 事務局 出入口閉鎖については、県道側の出入口の使い分けがある中で、閉鎖することによる危険性を考えると閉鎖という対応を求めることができないということが1つある。また、閉鎖する出入口付近の住居側については、遮音壁を設置することにより基準値を満たしている状況にある。過去は同様の状況で対策を求められなかったのになぜ今回は求めるのかという説明が難しい。先ほどの繰り返しとなるが、一定程度統一した基準が必要であると考えており、10km/h 走行で満たしていれば可、それでも満たさない場合は遮音壁設置等を検討させるという整理を行っている。
- A委員 話の前提として、設置済みの遮音壁を考慮した数値が、届出上算出されていないのはなぜか。
- 事務局 届出時点において、駐車場西側一面の遮音壁の計画はなく、遮音壁設置という対策も求めていなかったからである。
- E委員 過去どのようにやってきたかではなく、やはり是正すべきは是正すべきであると考えているが、そのような方針変更は難しいのだとも思われる。そのような基準で一貫してやっていくのであれば否定しないが。
- A委員 平等性と一貫性の観点という事務局の説明は分かるが、やはり10km/h 走行というのは現実性がなく制約にならない。地面に凸凹を作るなど、10km/h 走行を担保できるものがあればいいのだが、そのような点がないため結局は空論である。
- C委員 廃棄物保管庫について確認だが、高さが1 m 程度となっているが、実際、廃棄物保管庫が入っている建物の高さはもっと高いということか。
- 事務局 廃棄物保管庫が入る建物は、荷さばき施設や店舗と同一の高さである。その高さは1 m 以上ある。
- F委員 緑化について留意事項への記載があるが、緑化計画はなしか。
- 事務局 緑化はされていない。事前相談時に、条例の趣旨と緑化の検討を促したが、設置者から計画なしという回答がなされている。
- F委員 店舗が建設されてしまうと、審議会場で議論する余地がなくなってしまう。緑化の検討を促すこともできない。審議会の時期がもっと早い時期、例えば建設前であれば指摘も可能だろうと思う。審議の時期を早めることはできないか。また、届出書上の記載も「検討する」くらいは設置者に求められないか。
- 事務局 緑化については義務ではないため、設置者側にどれだけ求められるかという部分はあるが、留意事項に「緑化について検討すること」としており、設置者へ通知することで検討を促

していきたいと考えている。

- A委員 緑化について、届出書上に記載がないということは、要件を満たしていないこととなる。審議会で意見が出ることは想定できることであり、その点については、事務局と設置者とで十分なコミュニケーションがあるべきである。加えて、審議日程についても調整されなければ、このような意見は出続けることとなるため、検討はしていただきたい。
- A委員 騒音については、交通上の理由から、出入口閉鎖はできないという結果である。さらに、遮音壁の効果というものも確認できていない状況であるが、店舗の新設日は差し迫っているという状況になっていることは残念に思う。
- F委員 10km/h 走行で認めるということは、これまであまり例としてなかったと思う。10km/h 走行を全面的に認めるということになるのか。
- 事務局 事務局としては、住居側で予測値をかなり超過しているなど周辺地域の状況にもよるところはあるが、10km/h 走行での騒音予測は認めると判断して届出を受理してきている。コンサルは他県にも届出を行っている所が多い。他県にも聴き取り等を行っているが、10km/h を認めていない県はない状況にある。
- F委員 これまで全面的に10km/h 走行を認めた例はないと思われる。その中で10km/h 走行を認めてしまうと、それこそ、これまでの取扱基準が引き下がってしまうのではないかと危惧している。
- C委員 実際は、夜間には、それほど多くの来店車はないのではないかと。実態と予測とのバランスを考慮することも必要ではないか。来店台数の予測はないということだったが、実際、トライアルの他店舗はどうなのか。
- 事務局 夜間において、駐車場が満車になるまでの来客はないと思われる。
- C委員 実際、店舗に接する国道を走る車両音の方が大きいということであれば、感覚的には認めてもよいと感じる。
- 事務局 これまでの審議会においても、特に、騒音対策について厳しくご審議いただいているということは意識しており、設置者側に追加的に報告いただいている事項もあるところである。当該店舗においては、第二種住居地域側一面に遮音壁設置という対策が取られたということも加味し、それであれば適切に対応されているとしてお諮りしたという状況にある。また、一律に10km/h だから認めるということではなく、周辺地域の状況も勘案して判断していくという視点は重要だとも考えている。しかしながら、1つの基準として、10km/h 走行を認めないという整理は、事務局としてはしていないということをご理解いただけないかと考えている。
- G委員 店舗付近の県道は、トラックの抜け道としても利用されており、交通量は多い。その点で、店舗が2つの出入口のうち1つを閉鎖できないということは理解できる。
- E委員 交通上、出入口を閉鎖できないという事情は分かると感じる。
- A委員 これまでの内容のような議論となるのは、設置者が届出内容を遵守できるのかどうか疑義があるからである。何らかの制限をかけられないのであれば、事務局と設置者側とのコミュニケーションは、可能な範囲で十分に取られるべきである。

事務局	これまでいただいた御意見を踏まえ、届出時における設置者側とのコミュニケーションのあり方については考えていく。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(5) (仮称) ドラッグコスモス浮之城店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
B委員	説明の中で、「建物回折」とあったが、どういうことか。
事務局	車両走行音で基準値を超過しているが、実際には車両走行音が住居まで届く前に建物で音が跳ね返ることで音が低減することとなる。騒音の評価として、建物回折を考慮しない予測値だったものを、建物回折を考慮した予測値として算出し直したということである。
C委員	増設した部分は、どこになるのか。
事務局	店舗北側の倉庫部分である。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。

ありがとうございました。

(6) スーパードラッグコスモス新富店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 新富町からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
E委員	補足として説明のあった福祉施設は、店舗の敷地境界上からどのくらい離れているのか。
事務局	大きな水路を挟んだ土地に立地しており、20m程度だと思われる。
E委員	新富町からの留意事項にある「宅地化する地域」とはどこか。
事務局	新富町に確認したところ、店舗敷地西側の住居がまばらに建っている部分（図面で説明）ということだった。以前は住宅があったことから指摘を行ったと聞いているが、現在は藪が茂っていた。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

5 閉会